

令和 7 (2025) 年度栃木県農業ビジネス保証制度資金要綱

1 目的

この要綱は、農業と商工業を併せて行い、付加価値の高い事業を展開する県内中小企業者等に対し、事業資金の融資を促進し、金融の円滑化と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義																											
保証協会	栃木県信用保証協会をいう。																											
信用保険法	中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。																											
信用保険法 施行令	中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）をいう。																											
中小企業者	信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に掲げるものをいう。資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしていれば対象となる。 <table><tr><th>業 種</th><th>資本金</th><th>従業員数</th></tr><tr><td>製造業・建設業・運輸業・その他</td><td>3 億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td> ゴム製品製造業（※）</td><td>3 億円以下</td><td>900人以下</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>1 億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>小売業（飲食店を含む。）</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td> 旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業</td><td>3 億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td> 旅館業</td><td>5,000万円以下</td><td>200人以下</td></tr><tr><td>医業を主たる事業とする法人</td><td>－</td><td>300人以下</td></tr></table> ※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	業 種	資本金	従業員数	製造業・建設業・運輸業・その他	3 億円以下	300人以下	ゴム製品製造業（※）	3 億円以下	900人以下	卸売業	1 億円以下	100人以下	小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	医業を主たる事業とする法人	－	300人以下
業 種	資本金	従業員数																										
製造業・建設業・運輸業・その他	3 億円以下	300人以下																										
ゴム製品製造業（※）	3 億円以下	900人以下																										
卸売業	1 億円以下	100人以下																										
小売業（飲食店を含む。）	5,000万円以下	50人以下																										
サービス業	5,000万円以下	100人以下																										
旅行業・ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下																										
旅館業	5,000万円以下	200人以下																										
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下																										
中小企業団体	信用保険法第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 7 号から第11号に掲げるものをいう。																											
取扱金融機関	栃木県信用保証協会と約定を締結している金融機関をいう。																											
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の 4 に規定する農事組合法人をいう。																											
農地所有適格法人	農地法（昭和27年法律第229号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。																											
許可業種	許可、認可又は届出等を必要とする業種をいう。																											
許可証等	許可業種の許可証等をいう。																											

3 資金措置

- (1) 知事は1の目的を達成するため、保証協会に対し、予算の範囲内において資金を貸し付けるものとする。ただし、貸付利率は0%とする。
- (2) 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を行うときは、預託金請求書（別記様式1）により保証協会へ県原資の請求を行うものとする。
- (3) 保証協会は、取扱金融機関からの請求内容を精査した上、預託するものとする。
- (4) 保証協会が預託する額は次のとおりとする。ただし、預託利率は0%とする。
 - ① 信用金庫・信用組合・農業協同組合 融資額の3.7分の1
 - ② ①以外の取扱金融機関 融資額の4.0分の1

4 融資実行に係る手続

- (1) 融資の申込先は取扱金融機関とする。
- (2) 当該年度に融資申込みのあった案件は、原則として当該年度中に融資実行するものとする。
- (3) 取扱金融機関が提出すべき書類は次の表のとおりとする。

提出書類	提出者	提出先	提出時期
預託金請求書（別記様式1）	本店・母店	保証協会	翌月10日まで （原則電子データで提出） ※洗替時にまとめて精算する場合、提出省略可能
融資実績報告書（別記様式2）	本店・母店	県経営支援課	翌月10日まで （原則電子データで提出）

5 融資対象

- (1) 商工業とともに農業を営む中小企業者又は中小企業団体
 - (2) 商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人
- (1)(2)には、農地所有適格法人を含む。

6 資金使途

県内事業所に係る資金であって、商工業とともに営む農業の実施に必要な次に掲げる資金とする。ただし、商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

7 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	1億円
融資期間	運転資金 10年以内（うち据置1年以内） 設備資金 15年以内（うち据置2年以内） ただし、一括返済の場合は2年以内
融資利率	年 2.2%以内 なお、固定金利とする。
信用保証	保証協会の保証（農業ビジネス保証）を付するものとする。 ただし、保証の割合は融資金額のうち80%とする。
返済方法	一括返済又は分割返済とする。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

8 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の未納がないことを証する書面（県税事務所長発行の納税証明書）
	許可証等の写し（許可業種の場合）
	商工業とともに営む農業の実施に関する事業計画書（別記様式3）
	融資対象の要件を満たすことを確認できる資料 ※「商工業を営むこと」を確認できる書類事例 ・商業登記簿謄本（登記事項証明書）（目的欄に商工業及び農業を営む旨の記載があることが必要） ・税務署に提出する開業届 ・事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、売買契約書または賃貸借契約書 ・発注書 ・確定申告書、決算書 等 ※「農業を営むこと」を確認できる書類事例 ・農地の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・農地の賃貸借契約書 ・農業所得の確定申告書、決算書 ・農業経営状況証明書（農業委員会） 等
設備（機械）	所要経費の見積書（必要に応じてカタログ等）
設備（建物）	設計図、平面図等の写し、所要経費の見積書
	建築確認申請書の写し（建築確認が必要な場合）
設備（土地）	不動産登記簿謄本、住宅地図、公図（いずれも写しで可）

9 歩積、両建等の禁止

取扱金融機関は、この要綱に基づく融資に当たっては、歩積、両建預金等の条件を付してはならない。

10 要綱の遵守

取扱金融機関、保証協会及び借入者は、この要綱を遵守しなければならない。

11 調査等

知事は、この要綱に基づく融資について特に必要があると認めたときは、利用者又は取扱金融機関に対して、調査・指導を行うことができるものとする。

12 期限前償還

取扱金融機関は、借入者が次のいずれかに該当するときは、知事に協議の上、償還期限前に当該資金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 資金を融資目的以外に使用したとき
- (2) 資金の償還を怠ったとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

13 預託金の返還

知事は、12の規定に該当したときは取扱金融機関に対して、県の預託金の返還を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 (2024) 年度栃木県農業ビジネス保証制度資金要綱は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に 2 の要綱により実行された融資については、なお従前の例による。